

令和7年度滋賀県立盲学校幼稚部入学者選考検査に係る実施要項

「令和7年度滋賀県特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項」に準拠する。

1 出願資格および通学区域その他の要件

滋賀県立盲学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。）第11条第3項の規定に基づき、次に掲げる出願資格および通学区域その他の要件を満たすときに申し込むことができる。

ただし、通学区域その他の要件を満たさない志願者（以下「特別志願者」という。）は、県立学校管理運営等規則第11条の4の規定に基づく許可（以下「特別出願許可」という。）を受けた者に限って、申し込むことができる。特別出願許可を受けようとする者は、令和7年2月7日（金）までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（大津市京町四丁目1番1号 電話077-528-4643）（以下「特別支援教育課」という。）へ申請しなければならない。

(1) 出願資格

平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者で、視覚障害の特別支援学校で学習することが適当であると認められる者

(2) 通学区域

全県

2 出願手続

(1) 出願期間等

令和7年2月12日（水）から令和7年2月18日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年2月12日（水）から令和7年2月17日（月）までの間の消印があるものに限り受け付ける。

なお、郵送の場合は、保護者は、郵送した時点で滋賀県立盲学校長（以下「盲学校長」という。）

あてに電話連絡をすること。

(2) 受付場所

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
滋賀県立盲学校	〒522-0054 彦根市西今町800	電話0749-22-2321

(3) 出願書類

ア 入学願書（様式特第1号）

イ 受検票（様式特第2号）

ウ 特別志願者にあつては、特別出願許可を受けたことを証する書類

エ 視覚障害に関する証明書

盲学校学校医または身体障害者福祉法第15条第1項による指定医師の診断書

オ 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）

（ア）返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り

付けること。

(イ) 志願者の住所および氏名を明記すること。

(4) 出願書類の提出

幼稚部への入学を志願する者の保護者は、(3)の出願書類を盲学校長に提出するものとする。

(5) 用紙の交付

入学願書等の用紙は、滋賀県立盲学校または特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒(角形2号の封筒に、請求人の住所および氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの)を同封して、滋賀県立盲学校宛てに請求すること。

(6) 願書の受付

盲学校長は、(4)により願書等の提出を受けたときは、出願書類が整っていることを確認し、受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

3 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

盲学校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

(1) 選考日時：令和7年3月5日(水)午前9時30分から

(2) 選考場所：滋賀県立盲学校

(3) 選考当日は、保護者(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。

(4) 実施内容

ア 幼児の観察

親子分離

遊びの様子と手指の操作(持続時間と操作状況)

歩行、運動の様子

コミュニケーション、表出言語、言語理解

他者との関わり

(5) 選考結果の発表

令和7年3月12日(水)午前9時に滋賀県立盲学校において発表する。

4 追検査

(1) 対象者

インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請期日

受検希望者は、令和7年3月6日(木)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する幼稚部への入学を志願する者の保護者は盲学校長に、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 県立特別支援学校入学選考追検査受検申請書(様式特追第1号)

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受

検できなかった理由が明確にわかるもの

- イ 申請手続きは、滋賀県立盲学校で行うものとし、郵送による手続きは認めない。
- ウ 追検査の受検希望の報告を受けた盲学校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、盲学校長は保護者に連絡するものとする。

(4) 入学許可予定者の選考及び選考結果の発表

盲学校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

ア 選考日時

令和7年3月19日（水）午前9時30分から

イ 選考場所

滋賀県立盲学校

ウ 選考当日は、保護者（やむを得ないときは、これに代わる者）が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。

エ 選考結果の発表

令和7年3月21日（金）午前9時に滋賀県立盲学校において発表する。

5 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 特別志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、盲学校長または滋賀県教育委員会教育長が行うものとする。
- (2) 盲学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ滋賀県教育委員会教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。